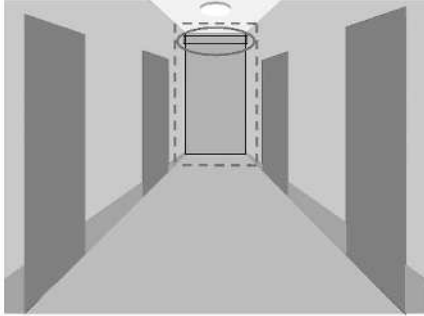


「川崎市高層集合住宅の震災対策に関する施設整備要綱」 既存の高層集合住宅では次のような適合事例があります

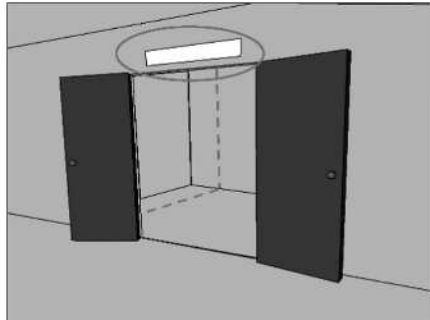
【防災備蓄スペース】の適合例

例1) 廊下の一部スペースを活用



- 床面積が増大しますが、建築基準法上延べ面積に算入されない場合があります。また、許可制度により容積率の緩和を受けることも可能です。
- 建築基準法や消防法などの法令に抵触しないよう専門家に相談しながら整備してください。
- ごみ置き場を活用する場合は生活環境事業所へ相談しながら整備してください。

例2) 倉庫やごみ置場の一部スペースを活用



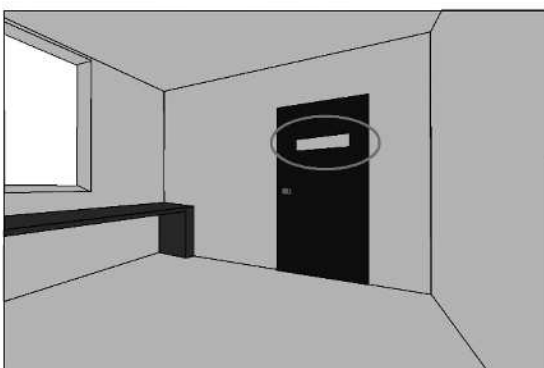
凡例  …表示板

防災備蓄スペースの内部には、10階以上の階にお住いの方々の3日分の水・食料・簡易トイレ等を収納していただきます。レジャー用品の収納等、本来の目的とは異なる使い方はご遠慮ください。



【防災対応トイレ】の適合例

例1) 1階の管理人用トイレを活用



凡例  …表示板

例2) 敷地内のマンホールをトイレとして活用



下水道マンホールに災害用トイレ用具を組み合わせることで、仮設トイレとして使用することができます。



※容易に確認できる位置に「防災備蓄スペース」「防災対応トイレ」である旨を記載した表示板を設置
※上記防災備蓄スペースや防災対応トイレには整備基準（必要面積、表示、照明器具等の設置）があります。詳細は下記担当へお問合せください。

問合せ先：川崎市まちづくり局総務部まちづくり調整課 044-200-2953

「川崎市高層集合住宅の震災対策に関する施設整備要綱」概要

1 要綱の目的

高層集合住宅の震災対策として防災備蓄スペース及び防災対応トイレの整備等に関し、必要な事項を定めることにより、安心して暮らせることのできる住環境の形成に資することを目的としています。

2 対象

地階を除く階数10以上の建築物のうち、共同住宅の用途に供するもの
※共同住宅以外の用途を併用する場合があります。
※既存の建築物を含みます。

3 主な整備基準

(1) 防災備蓄スペース

地階を除く階数10以上の階の居住者が利用可能な位置（各居住階からの最長歩行距離が2層以内ごと）に、停電時に使用可能な照明設備等を有し、震災時の備えとして必要な備蓄品を共同で備蓄するためのスペース

※詳細な基準は、要綱別表及び「川崎市高層集合住宅の震災対策に関する施設整備要綱に関するガイドライン」の8ページを参照ください。標準的な機能等としていますので、面積等の確保が難しい場合は個別に御相談ください。

(2) 防災対応トイレ

居住者が共同で使用できる避難階の共用部分に、直結給水方式その他停電時に使用可能な設備等を有するトイレ

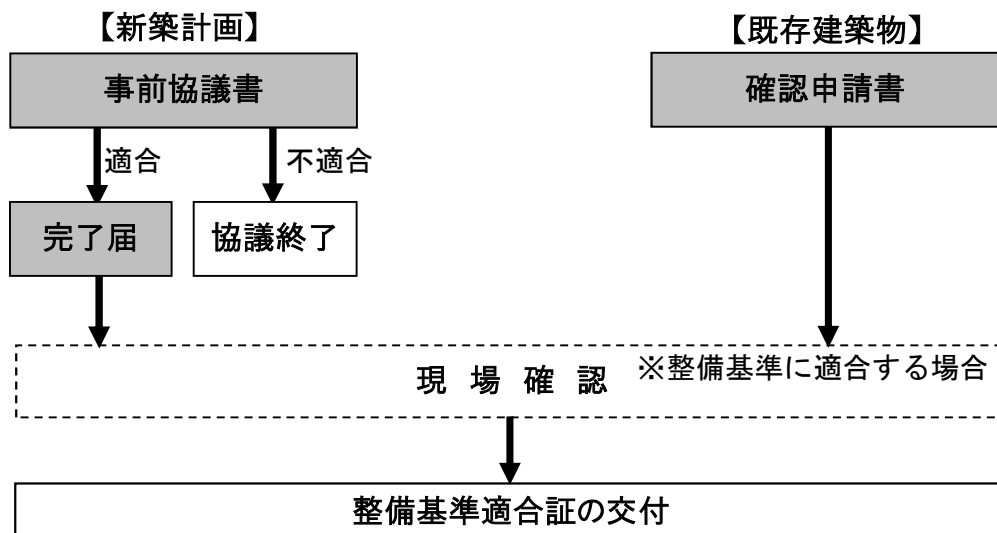
※詳細な基準は要綱別表及び上記ガイドライン13ページを参照ください。

4 手続き

●新築計画：「総合調整条例^{※1}に規定する事業概要書」又は「紛争調整条例^{※2}の標識設置届」とともに「事前協議書」を提出してください。

整備基準に適合する場合は、上記3の防災備蓄スペースと防災トイレを整備した後に完了届を提出し市の現場確認を受けてください。

●既存建築物：「確認申請書」を提出し、市の現場確認を受けてください。



※1 川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例

※2 川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例